

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 3 |
| 第 1 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 第 2 報告第12号 専決処分の報告について | 8 |
| 第 3 議案第63号 職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの 給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 第 4 議案第64号 利府町児童クラブ条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第 5 議案第65号 利府町復興産業集積区域緑地面積率等条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第 6 議案第66号 平成30年度利府町一般会計補正予算 | 11 |
| 第 7 議案第67号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 | 25 |
| 第 8 議案第68号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算 | 25 |
| 第 9 議案第69号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算 | 26 |
| 第10 議案第70号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算 | 26 |
| 第11 議案第71号 工事請負契約の締結について | 27 |
| 第12 議案第72号 工事請負変更契約の締結について | 29 |
| 第13 議案第73号 財産の処分について | 30 |
| 第14 議案第74号 和解及び損害賠償の額の決定について | 32 |
| 第15 議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について | 34 |
| 第16 議案第76号 和解及び損害賠償の額の決定について | 35 |
| 第17 議案第77号 町の区域を新たに画することについて | 36 |
| 第18 議案第78号 町道の路線認定について | 36 |
| 第19 議案第79号 利府町教育委員会委員の任命について | 37 |

| | | | |
|-----|----------------|-------------------|----|
| 第20 | 議案第80号 | 利府町教育委員会委員の任命について | 39 |
| 第21 | 議案第81号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 40 |
| 第22 | 委員会の閉会中の継続調査の件 | | 41 |

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|-----|----|---|
| 1番 | 伊藤 | 司 | 君 | 2番 | 鈴木 | 晴子 | 君 |
| 3番 | 西澤 | 文久 | 君 | 4番 | 後藤 | 哲 | 君 |
| 5番 | 小淵 | 洋一郎 | 君 | 6番 | 安田 | 知己 | 君 |
| 7番 | 木村 | 範雄 | 君 | 8番 | 土村 | 秀俊 | 君 |
| 9番 | 吉岡 | 伸二郎 | 君 | 10番 | 高久 | 時男 | 君 |
| 11番 | 鈴木 | 忠美 | 君 | 12番 | 伊勢 | 英昭 | 君 |
| 13番 | 永野 | 涉 | 君 | 14番 | 遠藤 | 紀子 | 君 |
| 15番 | 渡辺 | 幹雄 | 君 | 16番 | 郷右近 | 隆夫 | 君 |
| 17番 | 及川 | 智善 | 君 | 18番 | 櫻井 | 正人 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | |
|----------|---|----|----|----|-----|---|----|----|-----|----|---|
| 町 | 長 | 熊谷 | 大 | 君 | | | | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 伊藤 | 三男 | 君 | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 折笠 | 浩幸 | 君 | | | | | |
| 総務課総務管理班 | 長 | 嶋 | 正美 | 君 | | | | | | | |
| 兼人事法令班 | 長 | | | | | | | | | | |
| 政 | 策 | 課 | 長 | 櫻井 | 昭彦 | 君 | | | | | |
| 政 | 策 | 課 | 政 | 策 | 班 | 長 | 鎌田 | 功紀 | 君 | | |
| 政 | 策 | 課 | 地 | 域 | 協 | 働 | 班 | 長 | 郷右近 | 啓一 | 君 |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 高橋 | 三喜夫 | 君 | | | | | |
| 財 | 務 | 課 | 財 | 政 | 経 | 営 | 班 | 長 | 後藤 | 仁 | 君 |
| 財 | 務 | 課 | 管 | 財 | 契 | 約 | 班 | 長 | 鈴木 | 喜宏 | 君 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 阿部 | 智子 | 君 | | | | | |
| 税 | 務 | 課 | 町 | 民 | 税 | 班 | 長 | 太田 | 健二 | 君 | |

平成30年12月定例会会議録（12月7日金曜日分）

| | |
|----------------------|--------|
| 税務課固定資産税班長 | 大谷浩貴君 |
| 町民課長 | 伊藤智君 |
| 町民課保険年金班長 | 折笠ゆき江君 |
| 町民課戸籍住民班長 | 高橋活博君 |
| 生活安全課長 | 櫻井浩明君 |
| 生活安全課 防災安全班長 | 郷家洋悦君 |
| 生活安全課 環境生活班長 | 鎌田輝久君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤文子君 |
| 保健福祉課 健康づくり班長 | 櫻井明子君 |
| 保健福祉課 福祉班長 | 小畑香代君 |
| 保健福祉課 長寿介護班長 | 堀越伸二君 |
| 子ども支援課長 | 菅井百合子君 |
| 子ども支援課 子ども未来班長 | 谷津匡昭君 |
| 子ども支援課 子ども支援班長 | 鈴木久仁子君 |
| 子ども支援課 菅谷台保育所長 | 青柳久美子君 |
| 都市整備課 都市整備班長 | 近江信治君 |
| 都市整備課 施設管理班長 | 名取仁志君 |
| 都市整備課 復興推進班長 | 川口優君 |
| 産業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 阿部義弘君 |

平成30年12月定例会会議録（12月7日金曜日分）

| | |
|---|--------|
| 産業振興課 商工観光班長 | 千田耕也君 |
| 上下水道課長 | 鈴木啓義君 |
| 上下水道課 工務班長 | 大場雄文君 |
| 上下水道課 経営班長 | 佐藤浩幸君 |
| 収納対策室長 | 鈴木真由美君 |
| 文化複合施設推進室長 | 庄子敦君 |
| 文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長 | 上野昭博君 |
| 会計管理者兼会計室長 | 小幡純一君 |
| 教 育 長 | 本明陽一君 |
| 教 育 次 長 | 佐藤博昭君 |
| 教育総務課長 | 庄司幾子君 |
| 教育総務課 総務給食班長 | 佐々木辰己君 |
| 教育総務課 総務給食班 主幹兼所長 | 佐藤幸子君 |
| 教育総務課 学校教育班長 | 鈴木義光君 |
| 生涯学習課長 | 高橋徳光君 |
| 生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長 | 佐藤浩君 |
| 生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長 | 古澤晃一君 |
| 代表監査委員 | 宮城正義君 |
| 監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長 | 庄司英夫君 |

事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 鈴木則昭君 |
| 主幹 | 土屋俊介君 |
| 主任主査 | 利玲子君 |

議事日程（第3日）

平成30年12月7日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第12号 専決処分の報告について
- 第 3 議案第63号 職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第64号 利府町児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第65号 利府町復興産業集積区域緑地面積率等条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第66号 平成30年度利府町一般会計補正予算
- 第 7 議案第67号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第68号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第69号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第10 議案第70号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算
- 第11 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第72号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第73号 財産の処分について
- 第14 議案第74号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第15 議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第16 議案第76号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第17 議案第77号 町の区域を新たに画することについて
- 第18 議案第78号 町道の路線認定について
- 第19 議案第79号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第20 議案第80号 利府町教育委員会委員の任命について

第21 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成30年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 小淵洋一郎君、6番 安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（櫻井正人君） **日程第2、報告第12号専決処分の報告について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 2項、3項について、2点ほど質問いたします。

まず、2人の作業員に損傷を与えた、また擁壁に損害を与えたこの事故に関して、まず1点、事故を起こした当事者の懲戒処分の有無について。それから2点目として、この事故が発生しないような再発防止対策をとったか否かについて、伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 5番 小淵議員の質問にお答えします。

当事者の処分というところでございますが、この当事者につきましては、県からの派遣、任期つき職員の派遣というところで、懲戒処分の権限というものは県のほうにあるというところで、まだその処分の結果は町のほうに報告されておられません。

1点目は以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 小淵議員の2点目の質問について、お答えいたします。

事故についてですね、事故後の対策、どんな対策をとっているかということでございますけ

れども、公用車の運行に際しましては、常々町内ウェブそれから班長会議等で、折に触れまして安全運転の徹底は図っているところでございます。今回の事故を受けまして、さらに安全運転の意識の向上に努めるということで、再度指導は行ってきたというところではございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 再度指導を行ったというのは、これは事故直後にしっかり徹底したということでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 小淵議員の再質問にお答えいたします。

常々、先ほどお話ししたとおり、常々周知をして徹底を図っているということですが、今回の事故を受けまして再度徹底をしたということで、引き続きこれの継続もしていきたいというふうには思っております。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第12号専決処分の報告についてを終わります。

日程第3 議案第63号 職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） **日程第3、議案第63号職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第63号職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号 利府町児童クラブ条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第4、議案第64号利府町児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号利府町児童クラブ条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 利府町復興産業集積区域緑地面積率等条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、議案第65号利府町復興産業集積区域緑地面積率等条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第65号利府町復興産業集積区域緑地面積率等条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 平成30年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第6、議案第66号平成30年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 鈴木忠美君。

○11番（鈴木忠美君） 31ページ。31ページの児童遊園管理費、一番下ですね、委託料で今回50万ということで、やっと森郷の児童遊園のS Lの劣化調査、業務委託料というのをとっていただきました。これですけれども、どうなんでしょう、これ、調査しないとやっぱりこれはできないものですかね、50万円の予算とっていますけれども。仮にこれをやった場合、実際のこれの何ですか、修繕補修にかかるのはいつごろ予定しているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目として、39ページ。39ページの2項小学校費の中での13委託料。ここで空調、今回のエアコン関係でね、小学校の空調費と、次のページの40ページ、これは中学校ですね、空調費、それからトイレとありますけれども、ここで委託料で315万8,000円ありますけれども、これ中学校のトイレと空調費での金額はどのようになったか、お願いします。

それと、ちょっとこれどうなんでしょう、今回エアコン関係で、国からの補助ということで、新聞見ると仙台市は4日の日にもうメールで内示がある程度来ていると、利府でももう来てい

たんでしょうか、その辺もちょっとお答えできるんだったら、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。

1点目、施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 11番 鈴木忠美議員の御質問にお答えします。

児童遊園の委託料、50万円についてですけれども、今回SLとELの修復計画を策定するに当たりまして、現状の把握ということで今回補正を行っております。今、かなり議員から前に御指摘あったとおり腐食とかが進んでいるという状況でございますので、どのぐらいの全体で費用がかかるのか、どの辺までを全て修復しなくちゃいけないのか、全体を全て修復しなくちゃいけないのか、それとも部分補修で済むのかという部分を、まずは調査をさせていただいて、その上で計画書あるいはクラウドファンディング等による費用の概算を出すということで、今回調査費を出しておりますので、こういったものをこれからまとめていって今後の計画を作成するという意味で今回調査を行うということなので、ちょっと今の段階では修復時期がいつになるのかというところはまだ確定はしておりません。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2点目、3点目について。 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 鈴木忠美議員の御質問にお答え申し上げます。

資料の40ページ、10款3項3目の中学校の委託費の詳細につきましては、まず西中学校のトイレ改修工事の実施設計のほうが請負差額でマイナス17万円、残りが中学校空調設置工事の実施設計となっております。差し引きになりますけれども、約330万円ほどの金額となっております。

あと、内示の件ですけれども、一般質問で課長の答弁からもありましたけれども、今週、県から通知のほうは入っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○11番（鈴木忠美君） 1つ目のこのSL関係ですけれども、これ随分時間かかりまして、やっと今回委託料ということでとっていただいて、今説明の中で今回現状の把握と、それによってどの程度までやるかということ調べると。あした地元の、地元というか仙塩地区のJRのOB会の役員会ありますので、これ前からちょっと協力は一応OB会でもやりたいということでお話しているものですから、この辺をあしたお話したいと思うので、あともしその工事が成

ったときは、仙塩地区のJROB会としてはできる範囲は応援したいというあれでやっておりますので、報告しておきます。

それから、今内示関係ですけれども、大体どれぐらい来たんでしょうかね。この辺は正式には12月中旬ごろというんですけれども、今あくまでも内示となると、その辺はまだ公表できる段階ではないんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 鈴木忠美議員の再質問にお答えいたします。

県の通知によりますと、普通教室、特別教室に係る新設のみのまずは内示ということでありました。（「金額」の声あり）金額ですか。金額的には約1億6,000万円ぐらい、約。の内容でございました。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。14番 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 3点お願いいたします。

1点目は、31ページの児童福祉施設費の中の、これは13節ですか、委託料。児童クラブのサテライトの運營業務委託料が青山小がサテライトが必要なくなったということで減額になりました。利府小は報告にもありましたとおり、プレハブで対応するというので、あとサテライトの残りは二小、三小、しら小でよろしいのでしょうか。その点の確認をお願いいたします。

それから、37ページです。これは都市計画費の中の15節の工事請負、これ、遊具ですけれども、300万円計上されておりますが、この中身をお願いいたします。

3点目は、39ページ。39ページのこれは教育総務費の中の19節の負担金、補助金のところで、私立の幼稚園の就学奨励費が大分減額されました。これは結構大幅な額だと思いますけれども、その理由は園児減ということでしたけれども、この見通しはどのようになされていたのか、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

サテライトですが、委員お見込みのとおり二小、三小、しら小のサテライトとなります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 公園管理費の工事費300万円についてですが、今回遊具の点検を行った結果、C判定で特に危険と判断されたものについて今回修復を行うために300

万円の増額を行っています。内容的には、公園10カ所の11基分の今回補正という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 3点目、総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 3点目の私立幼稚園就園奨励費の減額の件について、お答え申し上げます。

こちらにつきましては、本年度より第二おおぞら幼稚園が子ども・子育て支援法の施設型給付費のほうへ移行したことによりその分の人数の減となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 1点目のこのサテライトの件ですけれども、青山小は必要がないというお話でしたけれども、青山小学校の児童クラブに通っているお子さんは結構多いのではないかと思いますけれども、今後もサテライトの必要はないとお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 遠藤議員の再質問にお答え申し上げます。

今後のサテライトにつきましてでございますが、12月1日現在、定員のほうが78名登録されております。現状サテライトとして予定をしておりますホールにつきましては、今後も状況に応じて使用できるということで、学校と調整を図っておりますので、今后来年度の今申し込みのほうも受け付けしておりますので、状況に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） じゃあ、3点お願いします。

21ページの2款1項15目東京オリンピック推進費の中で、13節なんですけれども、公用車装飾の委託料ですね、30万円とってあります。これは一体どういう内容で何台ぐらい計画しているのか。その辺の御説明、お願いいたします。

それと、37ページ。8款4項5目北公園の管理費ですね。15節工事請負費で160万円ほどあります。おそらく園路灯2灯補正を受けたと思うんですけれども、それ以外でテニスコート補修工事というふうに入っています。恐らくまた80万円ぐらいここに入っているのかなと思うんです

けれども、これの内容ですね。そちらの説明をお願いします。

それと、39ページ。10款1項3目13節委託料で、スクールバスの運行业務委託料が2,000万円ほど減額になっております。これはたしか、予算のときですね、昨年から四、五千万安全対策費ということで大幅に上がった経緯がありました。その辺が少し修正になったのかなとは思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） まず、オリンピック関係の13節委託料でございますけれども、公用車の装飾業務委託料ということで30万円計上しております。こちらは、東京オリンピックの機運醸成を図るということで、町民バス、それから町バスのほうにラッピング形式で装飾を行うということでPRをしていきたいということで考えてございます。

続きまして、37ページの北公園の工事費でございます。中身につきましては、テニスコートの補修工事とそれから園路灯の改修工事ということで計上させていただいております。テニスコートのほうは、議員さん御存じのように、コートが全部で4つですか、A、B、Cコートとそれから壁打ちのコートということで、全てちょっと状態的には悪いんではございますけれども、その中でCコート、一番奥側のコートですね、こちらが一番いい状態でございますけれども、これだけは気持ちよく使っていただけるようにということで、コートの床面の張りかえを行う予定にしております。

それから、園路灯でございますけれども、こちらは全部で32基あるんですけれども、そのうちの13基が腐食等によりまして倒壊のおそれがあるということで、今単管パイプ等で倒壊防止を行っております。それで、計画的に平成27年度から改修のほうを行っております。今回2本の街路灯を申請するというように計上しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 3点目、総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 高久議員の3点目、39ページのスクールバスの件について、お答え申し上げます。前回、5年前と比較しますと、先ほど高久議員のほうからもありましたけれども、国交省の通知により貸し切りバス事業の経営環境の健全化を鑑み、安全コストを組み入れた合理的でわかりやすい時間キロ併用の運賃方式改正があったことにより、5年前よりも1.7倍ぐらいの請求額となっております。こちらにつきまして、入札を行った結果、請負率が大体75%になったことにより、今回約2,000万円の減額をする内容でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） では、1点目。ラッピングをすることなんですけれども、ラッピングというと、一般的にくくるといふ、囲ってしまうという認識があるんですけれども、この30万円の予算でどこまでできるかなというところがあるんですけれども、その辺、もう一度、もう少し詳しく説明お願いしたいなと思うのと、あと3点目ですね、要するに入札を行ったということですよね。予定価格より大分下がったということなんですけれども、入札は何社行ったんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

ラッピングでございますけれども、今考えているのは、まず町民バスのほうは、もう既に装飾がいろいろなされていますので、左側の側面ですか、ちょっと空きスペースというか、ありますので、そちらのほうに、左側だけのラッピングを考えております、それから町バスのほうはマイクロバスと中型バスということで、これは左右両側面に大きくラッピングしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

入札業者に関しましては、8社ということでした。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。2番 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 2点お伺いいたします。

21ページ、お願いします。

2款1項15目オリンピック推進費の11節需用費の165万2,000円の部分と、15節の工事請負費の横断幕設置ということですが、設置箇所をお伺いいたします。

2点目は、30ページ、お願いします。3款2項5目保育所費19節補助金の小規模保育施設改修事業でございますが、6月の補正で計上されていた部分が丸々マイナスになっているようで、6月にお伺いしたときは聖光保育園での自園調理のための調理室の改修ということで計上でしたが、全額がマイナスになった要因をお伺いいたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（嶋 正美君） 2番 鈴木晴子議員の1点目について、お答え申し上げます。

ただいま質問のありました需用費についてでございます。こちらのほうは、オリンピック関係の機運醸成のための啓発グッズ等の購入費ということで計上させていただいております。中身につきましては、PR用のブース等出した際の啓発用のグッズ、あとはのぼりを購入する予定でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、子ども支援班長。失礼しました。スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 申しわけございません。

2番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

工事費のほうで、オリンピックの横断幕等設置場所ということなんですけれども、こちらはまず横断幕につきましては役場の正面、庁舎のほうと、それからあと野球場、中央公園野球場のバックスクリーンのちょうど利府高校側ですか、道路から見える、あそこに設置を予定しております。それから、こちらのほうにもう一つ懸垂幕をつくる予定でございます。懸垂幕は役場庁舎の東側ですか、利府街道側、こちらのほうに設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

6月補正予算では、認可外保育施設の給食費の一部改修ということで、改修補助で申請していたんですが、県のほうの指導により新たに未満児の部分の待機児童の解消を図るところでの整備になるので、整備費ということで補助メニューが変わったことにより改修の部分について減額補正をしたものでございます。整備のほうで利府幼稚園の小規模保育所と聖光幼稚園の保育所を合わせて整備のほうで補助金の交付を行う予定となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） オリンピックのほうでございますが、グッズをつくる、PRグッズということでしたが、もし具体的に中身がわかるようでしたらその部分をお伺いしたいのと、済み

ません、最初の、前段の説明のときに500日前イベントを行うということもおっしゃっていたかと思うんですが、そのイベントの内容とそれをいつ行うのかという部分、わかっていたらお伺いします。

そうすると、済みません、あと2点目のほうは、もう工事が全て終わって調理できる状態になったということでもよろしかったのか、お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（嶋 正美君） 2番 鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

購入するものの内容につきましては、配る啓発グッズということで、クリアファイル、そのオリンピック用につくってありますクリアファイル、あと、会場に飾ったりします先ほど言いましたのぼりとかですね、そういったものとなっております。あと、啓発グッズ、もしPR用のブースを設置して体験コーナーとかを設けた際にも、記念品となるようなものを計上させていただきます。

それで、時期とか開催日ということですが、今ちょっと検討している最中ではあるんですが、来年年明け2月に、2月の16日に予定しております浜まつりが開催の予定となっております。そちらのほうにPR用のブースを出したり、あと500日前イベントということになりますと3月の12日になります。今現在その近辺のお休みの日でそういったものがないかどうかというのを今ちょっと検討している最中でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

現在、県との協議が終わりまして、県の補助交付額が確定した段階となっております。工事につきましては、利府幼稚園につきましては2月末、聖光幼稚園につきましては3月中旬を完了めどとして今進めているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 1点目のオリンピックのほうだけお願いします。

500日前というのは、全国的にもいろんなところでイベントが行われるかと思うんですけれども、こちらをどんどん町からもPRしていくことが大事じゃないかなというふうに思っております。

ます。地方でも開催地というのはそんなに多くないですので、そういうふうな町では町のホームページのトップページにカウントダウンのバーナーを設けたりだとか、大きく表示しているところもあります。そのような部分もぜひ進めていっていけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（嶋 正美君） 2番 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今、御提案いただきましたとおり、こちらのほうのオリンピック500日前の啓蒙普及ということで現在検討している最中でございます。今お話の中にもありましたカウントダウンの機器だったり、そういったものも方法も含め検討はしております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） それでは、3点をお伺いいたします。

6ページ、債務負担行為の補正でございますが、総合情報システムの元号の改正対応業務事業、まず第1点目ですね。これは、この間新聞に出ていましたけれども、4月1日に元号改正が変わるということで、残り1カ月しかないということなんです、ここで対応する業務がどれだけあって、業者等の調整はどのような工夫を凝らしてというかですね、業者集中すると思うんですが、その辺の対応についてどのように対策を立てているかということをお伺いいたします。

それからあと、2点目ですね。同じく債務負担行為、9ページなんですけれども、産業振興課の中小企業に対する事業資金の融資に伴う損失補填。これは期間が平成31年から平成44年まで15年間、融資預託額の100分の10に相当する額というのはわかっているんですけども、これはずっとこの15年間変わらないという前提のもとでやっているんだと思うんですが、なぜ15年間にしたのかについて、お伺いいたします。

それから、飛びまして16ページ、掖済会の売り払い収入の件で、予算的な面だけ。あと独立して出ていますので、議案がですね、そこでまたお聞きします。土地売り払い収入の1億934万1,000円が入ってくるわけですが、これの予算の取り扱い、どうするのかですね、基金にするのかそれとも使い道が何か決まっているのか、今の段階で判明しているのであれば教えてください、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、17番 及川議員の質問にお答えいたします。

総合情報システムの元号改正に対応する業務につきましては、今お話あったとおり発表されるのが1カ月前ということではございますけれども、そのどのぐらい影響してくるかというところの洗い出し、その影響の調査も早い時期からもう行っていかなければならないというようなことで、システム、基幹系のシステムですとか内部系のシステム、あと外部系のシステムそれぞれ業者も違うというようなところで、その辺も全部含めまして早い時期に、今回債務負担をとらせていただいております。お認めいただければもう1月、2月にはもう契約をしてそういった調査も含めて対応をしてきたいと、その準備に当たっていききたいということで今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2点目、商工観光班長。

○産業振興課商工観光班長（千田耕也君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

中小企業に対する事業資金の融資に伴う損失補償でございますが、平成31年度から平成44年度までということ、14年間という形になります。こちらにつきましては、信用保証協会と町とで損失補償契約を結んでおりまして、この14年度の意味合いなんです、運転資金と設備資金という融資制度がありまして、設備資金につきましては融資期間が10年という形になります。平成31年度であれば32年3月も31年度でございますので、そこから10年間となりますと、32年の3月から10年となる41年の3月という形になります。そちらから今度何でしょう、事業者が倒産、倒産というかお支払いができなくなったということになれば、今度銀行のほうから保証協会に損失補償の分の金額を請求する期間というのがございます。これが3年になっていますので、合わせまして13年という形。ですから、44年度までということと、あとは銀行から3年間来た後に、今度銀行から信用保証協会が町に請求する期間というものもございますので、全部で14年という形になります。ですから、設備資金が10年間貸し付けしています。そして、銀行が保証協会に請求する期間が3年、そして保証協会から町に請求する期間が1年という形で14年という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 3点目、財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

掖済会病院の土地の売り払い、代金の取り扱いでございますが、予算書の20ページのほうに積立金として公共施設整備基金積立金、こちらのほうに今回積み立てをするというふうな予算措置をしております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） わかりました。元号のほうなんですけれども、システム、1月、2月に早めということなんです、まだその時点ではもちろんわからないということなんです、さっき鎌田班長が言われるように、調査を事前にしたいということなんです、そのための調査のための要するに契約業務みたいな調査みたいなことはするのかどうかについてお尋ねします。

それから、補償費というか、今の中小企業の事業資金なんです、複雑なシステムになっているということは今聞いた中ではよくわかるんですけども、今の基本的な部分の運転の10年間でそこからまたはっきり確定すればその後の3年、1年という調整の期間は、今の時点で確定した期間に債務負担補正行為にしなくても、残りの4年の分については後でもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてはどのような御認識なのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、及川議員の再質問にお答えいたします。

元号改正のシステム改修については、どのぐらいの影響があるかという、その影響、システムの改修が必要な、要は平成を別な2文字に変える形になるかと思うんですけども、その影響しているところがどこがあるかという調査も含めて、あと実際に決まった後のシステムの改修、こちらの経費も含めての予算の計上というふうな形になります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 商工観光班長。

○産業振興課商工観光班長（千田耕也君） 17番 及川議員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為の14年間で10年でいいのではないのかというふうなお話かと思いますが、基本的に信用保証協会と契約を結んでおまして、こちらのほうでもともと一番初めに貸し付けるときから請求する期間も含めての契約という形になりますので、14年間というふうな形になりますので、御了承願います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 元号のほうなんですけれども、改正のほう、これは契約ですから、最終的に契約もちろんすることになるんですけれども、さっき、一等最初に言いましたけれども、集中して競合する短期間ということで、この辺で各自治体間の話し合いというか、業者はもう限られてくると思うんですけれども、その辺の事前の協議とか何かその辺については役場として考えているんでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、再々質問にお答えいたします。

自治体間といいますか、今回の改正については町の使っているシステムについての元号改正ということでございまして、自治体間の連携に係る部分についてはそれぞれ国なり県なりのシステムもあります。そちらのほうはそちらのほうでという役割分担をしながら国、県、市町村というような形でそれぞれその対応に当たるという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 3点質問いたします。

まず、20ページ、2款3項15節工事請負費、これについては委託、LED照明に変更することということで伺いましたが、今後庁舎全般をLED化するのかどうかということです。

次に、2点目、24ページの2款6項4目13節委託料、移動系防災無線整備工事云々とありますけれども、この無線系、具体的にどういうものか。

3点目、29ページ、3款2項5目15節高压電気設備改修工事の具体的説明をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 5番 小淵議員の1点目の御質問についてお答えいたします。

庁舎内のLED化ということでございます。今回の工事費の補正につきましては、庁舎1階フロアの窓口部分のダウンライトのLED化ということで考えてございます。庁舎全体のLED化ということなんですけれども、こちらは金額的に全部で1,400台ほど器具がございます。金額的にも規模が大きくなりますので、こちら今後環境省などの補助制度などの活用などを考えなが

ら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（郷家洋悦君） 5番 小淵議員の御質問にお答えいたします。

13節の委託料の内容でございますが、現在町のほうで利用している防災行政無線、移動系のものでございますが、アナログ方式の無線機となっております。現行制度では平成34年11月末で使えなくなるということで、デジタル化を図ると、デジタルの無線機に整備をし直すということで、そのための調査設計業務、これを今回計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 5番 小淵議員の御質問にお答えします。

こちらの工事費につきましては、菅谷台保育所の敷地内にあります高圧受電設備の改修工事ということになっております。こちらについては、自家用電気工作物管理保安の点検を1年間の中に定期的に行っておりますが、この中で推奨期間15年を経過したということで早急に改修工事が必要だということで、今回補正に計上した形になります。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 1点目のLED化についての質問なんですけれども、現時点で何%ぐらい庁舎内ではLED化されているのか。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 5番 小淵議員の再質問にお答え申し上げます。

何%ぐらいLED化されているのかという御質問でございますけれども、ほぼLED化はまだ進んでいなくて、前年度何台か、町民交流館、それから町民課の窓口部分ですね、そちらのほうだけはちょっとLED化をしたということがございます。今現在何%かというのと、こちら今試算、出しておりませんので、後ほどこちらはお知らせしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。6番 安田知己君。

○6番（安田知己君） じゃあ、1件だけお聞きします。35ページです。

道路維持管理費で、15節に町道及び生活道路の補修、保全というの、修繕というのあったん

ですけれども、説明では根上りを直すんだよというふうな話だったんですけれども、どこの根上りを修繕するのか、それをちょっと説明してください。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 6番 安田議員の御質問にお答えします。

根上がりという部分ですが、今回、実際には現在で現予算の中で、今年度12カ所ほど修繕はしているんですが、かなりひどくなっている部分があるので、今回8カ所分の増額をさせていただいております。基本的には菅谷台、青山、花園地区、こちらの方で特にひどい箇所について今回修繕を行う部分として8カ所分240万円ほど増額している形です。そのほかに町道の舗装の補修、そういったものを合わせて全体で工事費が787万6,000円という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 大分、根上りがひどいところ、ひどいところを直すんだと思うんですが、花園とか菅谷台とかで、ただそのほかにも、結構8カ所以外にもひどいところ見受けられるんですけれども、今後の予定というのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（名取仁志君） 安田議員の再質問にお答えします。

今年度、今の予算の中で12カ所というお話をさせていただいていますが、そのほかに臨時職員で自前でできる部分、この部分について45カ所ほどあわせて修繕しております。こういった形で、年次計画的に順次やらさせていただきたいと思います。ただ、樹木の数がかなり多いです。なのでなかなか追いつけないというのが現状でございます。特にひどい部分、こちらについては臨時職員あるいはうちのほうの職員で随時点検をかけておりますので、この中からひどい部分から順次直していきたいという、計画的にやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第66号平成30年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第7、議案第67号平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第67号平成30年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第8、議案第68号平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号平成30年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号 平成30年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第9、議案第69号平成30年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号平成30年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第70号 平成30年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） **日程第10、議案第70号平成30年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号平成30年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時01分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） **日程第11、議案第71号工事請負契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） それでは、入札2回行っているということなんですけれども、1回目の入札業者さんの数ですね。それと入札金額を教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 10番 高久議員の御質問にお答えいたします。

入札の状況ということでございます。

まず、1回目の入札でございますけれども、こちらにつきましては、参加業者1社という形になりました。金額が1回目ですけれども、税抜きで2億1,590万円ございました。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） わかりました。この工事、ほとんど設備設置というのが主な工事になると思うんですけども、その設計段階での見落としとというか、最近変更契約というのが度重なっていますけれども、その辺の可能性はどうですかね。設計的な見落とし的なもの。今後新たに出てきそうなものというのは、ないですか。

○議長（櫻井正人君） 復興推進班長。

○都市整備課復興推進班長（川口 優君） 10番高久議員の再質問にお答えいたします。

設計につきましては、しっかりと調査して行っておりますので、それに基づいて入札のほう執行させていただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 私は工事の中身について、伺います。

遠隔監視操作においては、監視カメラが非常に重要だと考えますが、この監視カメラ旋回型及び固定型の能力、つまり画素数はどのぐらいのものですか。また、夜間、どのぐらい、これ赤外線かなと思いますが、どのぐらいの距離まで視認できるか、お答え願います。

○議長（櫻井正人君） 復興推進班長。

○都市整備課復興推進班長（川口 優君） 5番 小淵議員の御質問にお答えいたします。

カメラにつきましては、浜田で陸閘6カ所ありますので、防潮堤で6カ所、あと水門のほうでは外湾、内湾合わせて2カ所設置する予定としております。これにつきましては、須賀のほうは旋回型ということで上下左右動くような形となっております。それがカメラになっており、カラーの映像となっております。あと、浜田のほうはこちら6カ所固定型になっておりまして、こちらもどちらも画素数までちょっと今資料把握しておりませんでした。どちらもカラー映像となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 大体200万画素ぐらいないと、人の顔までわからない、またその細部がわからないということなので、スペックを確認したほうがいいと思いますので、契約したけれども、スペック上100万画素以下であったら余り効果ないので、そこはよく契約のときに確認すべきだと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 復興推進班長。

○都市整備課復興推進班長（川口 優君） 5番 小淵議員の再質問にお答えいたします。

カメラにつきましては、須賀では外湾、内湾、あと浜田の陸開であれば1カ所ということで、それは役場の監視システムのほうからしっかり当然確認できるようにしておりますけれども、なおその辺のところを確認したいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第72号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） **日程第12、議案第72号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第73号 財産の処分について

○議長（櫻井正人君） 日程第13、議案第73号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。17番 及川智善君。

○17番（及川智善君） それでは、質問させていただきます。

これは、8747.39平米、処分金額が1億934万2,375円ということで、単純に割りますと平米当たり1万2,500円ということになります。まず、前提としてですね。これは現地に病院があるので、一般的に売り払いの場合は公告を出すんですが、出さないということで、これは要するに誠実な対応というか、普通だと思えるんですけども、問題は予定価格の、これは随意契約ですけども、予定価格は契約のときにももちろんつくるものですから、この予定価格の方式じゃない、予定価格の算定についてお伺いしますが、これは不動産鑑定士の意見を取り入れてやっているものとももちろん思いますけれども、この予定価格について、公示価格、あるいは地価公示、公示価格等について調べてやっていると思うんですが、その辺の検証について、予定価格とあわせてお願いいたします。ここは地目的に市街化調整区域ということになるということは承知しておりますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 17番 及川議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の処分に関しての単価の設定ということだと思います。こちらにつきましては、国家資格を持った不動産鑑定士が不動産鑑定ということで評価しております。評価の内容につきましてはですけども、圏域の取引事例の比較法、それから先ほど議員もお話のあった公示価格、これらを基準としまして、更に対象不動産、今回の掖済会病院の用地ですけども、こちらの特性を踏まえて算定をしているということでございます。

それから、もう1点でございますけれども、対象不動産こちらについて現状から考えた場合にやはり先ほど議員からもございましたけれども、有効な使用が考えられるのは、やはり医療機関、それから福祉関連の施設だろうということでの算定となっております、これらの市場参加者を対象とした場合の価格の算定ということで評価、不動産評価されておまして、金額についてこの1万2,500円というのは妥当だろうということで判断をしております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 妥当であろうという見解でございますけれども、不動産鑑定士については1社だけの御意見だったのかどうかということをお聞きしたいんですが。例えば不動産鑑定士によって計算方法がいろいろやり方が違うので、公示価格等の採用とか、取引の実例価格とかいろいろありますけれども、その不動産鑑定士によって若干の差異が生じるので、やっぱり1社だけだとちょっとまずいんじゃないかなというふうに思います。その不動産鑑定士、算定に当たって不動産鑑定士の意見を全面的に受諾というか、何だろう、参考にしたのかどうか、その辺についてどうだったのかをお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 及川議員の再質問にお答え申し上げます。

不動産鑑定行ったのは1社だったのかということでございます。こちらですね、やはり不動産鑑定士の資格というものが国家資格ということでもありますので、どの不動産鑑定士が評価を行っても一緒だというふうなうちのほうの見解でございますので、不動産の鑑定につきましては、今回1社ということで評価しております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 多分不動産鑑定士は全部同じじゃないと思うんですけどもね。つまり、先ほど説明したとおりなんですけど、基礎の計算の仕方が若干異なってくるということもあります。これだけ大きくなるといろいろ1億ですよ、1億の売り払いということになると、やっぱり2社ぐらい見積もっていたほうがよかったのではないかなというふうに思います。この金額の予定価格について先ほどお答えになかったですけども、単価1万2,500円を協議の上で随意契約で1万2,500円ということ向こうから申し出があってそこで合致したのかどうか、もう一回再度確認させていただきます。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 及川議員の再々質問にお答え申し上げます。

不動産鑑定はこの額、1万2,500円を基本としまして、掖済会病院のほうと協議を進めまして、掖済会病院のほうで理事会に諮っていただいて、それでオッケーだというような内諾を得た上で協議を進めてまいりましたので、最初からこちらの提示している1万2,500円というところずっと進めてきたというところではございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） それでは、掖済会病院がここに出るときにきつとこの土地は町のほうで買収してそれで賃貸に及んだという、私の認識なんですけれども、今回は売却ということで、これが精算されるということだと思います。お聞きしたいのは、過去のことなんですけれども、買収時の価格ですね、町が買った金額とあと賃貸時、複数年経過していますけれども、その総額的なものとか、今資料ありますか。あったら教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 10番 高久議員の御質問にお答え申し上げます。

掖済会病院用地買収時の単価というか金額ということだと思いますけれども、買収、平成8年当時、こちら平米当たり1万6,900円という金額で買収をしている経過がございます。一応平成28年の9月の更新の時期がございました。こちらの平成28年の9月から賃借地料をいただくような協議を進めてまいりまして、一応現在平成30年度での金額を申し上げますと年間で70万4,150円の賃借料という内容になっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号財産の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第74号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（櫻井正人君） **日程第14、議案第74号和解及び損害賠償の額の決定について**を議題とし

ます。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） 倒木による損害ということです。ここ最近結構倒木が多いんですけども、損害あったのがこの2件と前も1件あったと思いますけれども、この夏以降、台風結構来ていますけれども、これによる公有地の倒木の内容ですね、本数的なものをつかんでいるんだったら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 10番 高久議員の御質問にお答えします。

今回、町有地の倒木につきましては、こちらは台風とか災害で倒木したということではなくて、要は腐れ、根の腐れが原因で倒木をしたということで、町有財産の中での倒木の件数というのは、今までの部分でカウントはしておりませんが、本当に町有地の中の部分ではほとんど倒木はこれまではなかったというような内容でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） 今まではそんなになかったというお話ですけども、私も自分で見ている範囲で、うちのしらかし台団地なんかで3本あったんですね。北公園でも1本倒木ありましたし、この辺の苗を、要は木ですからね、強風とあとは腐れ等で倒れるケースが結構あります。今回のように倒木で損害を与えるケースが予測されるケースが結構あると思うんですよ。ですから例えば倒木による損害が予測されるようなものに対して、今後何か手を打っていかなくちゃいけないと思うんですけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 10番 高久議員の再質問にお答え申し上げます。

倒木の今後の対策ということでございます。普通財産の中だけのお話をちょっとさせていただきましても、今回自然木が腐れにより倒木し、隣接地のものに損害を与えたということがございましたので、このような同じような事案が想定される場所について今回現地確認を行っておりますが、実際住宅地とかが立っているところの隣にそういった木が、立ち木があったという場所は3カ所ほどございまして、その中では危険な場所は確認の結果、危険なところは現在なかったということでございますけれども、今後も引き続き定期的な現地確認は徹底して

いきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第75号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（櫻井正人君） **日程第15、議案第75号和解及び損害賠償の額の決定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第76号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第76号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 鈴木忠美君。

○11番（鈴木忠美君） 簡単に結構ですから、この状況を教えてください。内容。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

今回の事故の内容ということでございます。

こちらは、提案理由でも御説明はしているかと思えますけれども、工事現場において職員が現地確認に行ったところ、ちょうど駐車をする際に、空き地に駐車する際に、作業員がちょうどそこで作業をしていたというところで、まず作業員に負傷を負わせたということと、それから作業員の近くにまた民地の擁壁がありました。今回のこの76号につきましては、その擁壁を損傷させたという内容になっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○11番（鈴木忠美君） これ、今の説明ですと擁壁に対する損害賠償ということで、そのそばに、人にぶつかったわけでしょう。それについては全くけが等はなかったわけですね。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 鈴木議員の再質問にお答えを申し上げます。

人身、作業員に負傷を負わせたという部分につきましては、既に報告第12号のほうで専決処分の報告ということで2番と3番ですかね、こちらのほうで既に和解しておりますけれども、お2人とも打撲程度で2週間ぐらいで完治したということでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 他には質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第77号 町の区域を新たに画することについて

○議長（櫻井正人君） **日程第17、議案第77号町の区域を新たに画することについて**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第77号町の区域を新たに画することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第78号 町道の路線認定について

○議長（櫻井正人君） **日程第18、議案第78号町道の路線認定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第78号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第79号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（櫻井正人君） **日程第19、議案第79号利府町教育委員会委員の任命について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これにより、議案第79号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、16番 郷右近隆夫君、1番 伊藤 司君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、任命に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、

賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。16番 郷右近隆夫君、1番 伊藤 司君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第79号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

○議長（櫻井正人君） 日程第20、議案第80号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第80号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、2番 鈴木晴子君、3番 西澤文久君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、任命に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。2番 鈴木晴子君、3番 西澤文久君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 6票

反対 11票

以上のとおり反対が多数です。

したがって、議案第80号利府町教育委員会委員の任命については否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第21 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井正人君） **日程第21、議案第81号人権擁護委員候補者の推薦**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第81号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年12月利府町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時42分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成30年12月7日

議 長

署名議員

署名議員